

PCB 特別措置法

「PCB 特別措置法」正式には「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が、平成 13 年 6 月 22 日公布、平成 13 年 7 月 15 日に施行されました。PCB 廃棄物の保管・処分の必要な規制、処理のための体制整備を行ない、処理の推進を図ることを目的としており、内容は以下の通りです。

1. 国は処理施設を整備推進
2. 環境事業団が管理運営
3. 処理基金を設置、業務費用に充てる
4. PCB 保管事業者は保管・処分の状況を都道府県知事(又は政令市長)に報告
5. 罰則規定有り

PCB 使用安定器・蛍光灯の使用・保有者(事業所)は、数量・機種の把握をし、適切に保管を行うほか、毎年 6 月 30 日までに、保管状況等について事業所所在地の都道府県知事(法令で定める市にあっては、市長)への届出が必要です。

※PCB 特別措置法に定める届出については、[環境省ホームページ](#)をご参照ください。

※PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の適正な処理に関する特別措置法が平成 28 年 5 月改正公布・平成 28 年 8 月1日施行され、定められた期日までに PCB 使用安定器を使用した照明器具は交換・処理をする必要があります。